

令和 6 年度

固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務
(九州経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施等の適正化事業)

調査報告書

令和 7 年 3 月

株式会社地域計画建築研究所

目 次

第1章 事業概要	1
1. 目的	
2. 実施概要	
第2章 実施内容	3
1. 発電事業者の不適切案件情報提供対応	
2. 関係自治体との連携強化	
(1) 関係自治体との連携強化を図る会議の開催	
(2) 自治体向けガイドブックの作成	

第1章 事業の概要

1. 目的

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度及びFIT制度（以下「FIT制度等」という。）において、各地方経済産業局（内閣府沖縄総合事務局経済産業部を含む9カ所）のFIT制度等担当課が、再生可能エネルギー発電事業計画の認定実務を担当し、申請書の記載項目や添付書類の確認審査及び認定業務などを行っている。再エネ特措法の改正に伴う認定基準の厳格化（説明会の申請要件化、関係法令許認可取得の申請要件化等）、各種運用ルール変更等に伴い、申請内容や制度に関する問い合わせが増加している。また、再エネ特措法電源種毎にとりまとめられた資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインでは、再エネ特措法及び同法施行規則に基づき事業計画の認定の申請を行う発電事業者及び同法認定事業者（以下「再エネ特措法発電事業者」という。）が、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに地域住民に十分配慮して事業を進めるよう努めることとされているものの、地域との間でトラブルとなっている案件も散見される。

このため、トラブルが生じている事案については、地域と共生して長期安定的に電力を供給できるよう、立地自治体と連携し再エネ特措法発電事業者にトラブル収束に向けた取組を促すとともに、関係法令等への違反が確認された場合には、不適切な事案として厳格な対応を行う必要がある。更に今後発生しうる不適切な事案を未然に抑止する観点からも、現状の不適切な事案の発生原因を調査し、不適切な事案の減少に寄与する方策も検討することが望ましい。

本事業は、九州経済産業局エネルギー対策課（以下「担当課」という）の再エネ特措法執行における業務負担を含めた社会全体でのトータルコストの削減、審査の迅速化の実現及び不適切な事案への対応を円滑化するため、実際に起きている事象から因果関係を捉え、担当課の継続した業務体制構築に資する業務支援及び改善策の提案・実行・調査を行うことを目的とする。

2. 実施概要

本事業では、担当課における不適切な案件や各種問合せ対応等の業務支援を通じて、発電事業者の不適切案件情報提供対応（指導・現地確認・情報収集・蓄積）やその対応に係るスキームの構築・改善点の提案を行った。また、関係自治体との連携強化を図るためのセミナーの開催、自治体向けガイドブックの作成等を行った。

なお、事業の実施に当たり、担当課と全体方針や計画の策定、進捗の確認、業務支援内容や現状整理、要員配置調整など担当課と連絡を密にとり、各段階で十分に協議し、決定した。主な実施概要は以下のとおり。

1. 発電事業者の不適切案件情報提供対応
2. 関係自治体との連携強化
 - (1) 関係自治体との連携強化を図る会議の開催
 - (2) 自治体向けガイドブックの作成

また、本業務の進捗状況については、月1回程度の定例会議を開催することで、定期的に担当課に報告並びに必要な協議を行った（定例会議のほか、必要に応じて適宜オンライン会議等で密に連絡をとり事業を遂行した）。

【定例会議の開催】

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ■第1回：令和6年7月4日 | (木) 13:30～15:30／オンライン形式 |
| ■第2回：令和6年8月8日 | (木) 13:30～15:00／オンライン形式 |
| ■第3回：令和6年9月11日 | (水) 13:30～15:00／オンライン形式 |
| ■第4回：令和6年10月17日 | (木) 13:30～15:00／オンライン形式 |
| ■第5回：令和6年11月15日 | (木) 13:30～15:50／オンライン形式 |
| ■第6回：令和6年12月18日 | (水) 13:00～14:30／オンライン形式 |
| ■第7回：令和7年1月23日 | (木) 13:30～14:30／オンライン形式 |
| ■第8回：令和7年2月20日 | (木) 13:30～14:00／オンライン形式 |
| ■第9回：令和7年3月19日 | (水) 15:00～15:30／オンライン形式 |

第2章 実施内容

1. 発電事業者の不適切案件情報提供対応

認定事業者の発電設備に係る不適切案件情報提供対応（指導・現地確認・情報収集・蓄積）について、不適切案件等の情報提供（以下、「通報等」という。）を受ける窓口「九州再エネコールセンター」を設置し、担当課及び窓口寄せられた通報等に対し、情報収集・整理をし、通報者や発電事業者、自治体等と連絡を取り、事実確認、原因等を調査した上で、担当課へ状況報告と対応方針の相談を行った。

再エネ特措法（関係法令・条例を含む）又は事業計画策定ガイドラインが遵守されていないおそれがある場合は、対応策の検討及び担当課へ報告・提案を行った上で、担当課の指示に基づき発電事業者への改善行動を促した（適宜、必要に応じて通報者、自治体等関係各所に連絡・調整を実施）。改善指導等を行った案件については、指導後の状況を確認し、担当課に報告した。

案件ごとの対応状況や不適切案件と判断された案件について、情報収集や通報者・自治体等関係各所との連絡調整内容、改善指導等の提案内容、指導後の状況など一連の詳細なレポートは「九州再エネコールセンター案件及び処理連絡一覧」に集約し、担当課への報告並びに協議用データとして活用した。

（1）認定事業者の発電設備に係る不適切案件等の情報提供を受ける窓口の設置

弊社内部に電話及びメールにより通報等を受けられる窓口として、「九州再エネコールセンター（以下、「センター」という。）」を設置した。

図表 1-1 窓口開設の案内チラシ

名称：九州再エネコールセンター
期間：令和6年7月1日～令和7年3月24日
平日（年末年始を除く）9時～17時まで
（12時～13時まで休憩時間）
電話：0120-210-711
メール：kyu-fit-center@kyushu-saiene.go.jp
人員体制：1～3名程度
（専属スタッフ1名含む）

The flyer is titled "九州地域の自治体並びに地域住民の皆様" (To all local governments and residents of Kyushu) and "九州経済産業局" (Kyushu Economic and Industrial Bureau). It announces the opening of an "Information Provision Window" for FIT-related issues, effective from July 1, 2024, to March 24, 2025. The center is named "九州再エネコールセンター" (Kyushu Renewable Energy Call Center) and provides the phone number 0120-210-711 and email kyu-fit-center@kyushu-saiene.go.jp. It includes a QR code for more information and a list of operating hours: weekdays 9:00-17:00 (with a 12:00-13:00 break) and weekends/holidays 9:00-17:00. The flyer also mentions that the center will handle inquiries and provide detailed information on FIT cases, and that it is supported by the Kyushu Economic and Industrial Bureau and the Kyushu Renewable Energy Research Institute.

図表 1-2 九州経済産業局ホームページにおけるセンター掲載



経済産業省
九州経済産業局

[お問合せ・相談窓口](#)
[サイトマップ](#)
[本文へ](#)
[文字サイズ変更 小 中 大](#)

[政策一覧](#)
[報道発表](#)
[イベント情報](#)
[公募・入札等](#)
[経済動向・統計](#)
[九州経済産業局について](#)

[ホーム](#) ▶ [政策一覧](#) ▶ [エネルギー](#)

印刷

エネルギー

最終更新日：2025年03月04日

[省エネルギー](#)
[再生可能エネルギー](#)
[エネルギー広報](#)
[資格・試験](#)
[関連リンク](#)

[九州地域エネルギー・温暖化対策推進会議](#)

重要なお知らせ

再生可能エネルギーのFIT・FIP制度、申請について

- 経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」
- FIT・FIP制度、50kW以上太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電に関するお問い合わせ
電話：0570-057-333
※一部のIP電話でつながらない場合は 044-952-7917（受付時間：平日9時00分～18時00分）
- 事業計画認定の申請は原則、電子です。
再生可能エネルギー電子申請にアクセスし、申請書の作成をお願いします。
- 50kW未満太陽光発電 JPEA代行申請センター
電話：0570-03-8210（受付時間：平日9時20分～17時20分）

「法令違反等の疑いがある発電設備」に係る情報提供について

- 「九州地域に立地する法令違反等の疑いがある発電設備」に係る情報提供について窓口として、「九州再エネコールセンター」を設置しました。
- 九州地域の自治体並びに地域住民の皆様におかれましては、該当する案件がありましたらお問い合わせください。
- 発電事業者、その他関係者の皆様におかれましては、情報提供のあった件について確認等のご連絡をする場合がありますので、予めご了承ください。

九州再エネ発電設備情報提供窓口

九州再エネコールセンター

電話：0120-210-711

メール：kyu-fit-center@kyushu-saiene.go.jp

<営業時間>
平日/9:00～17:00（休憩12:00～13:00）
※年末年始除く ※開設期間：令和6年7月1日から令和7年3月24日まで

本事業は、九州経済産業局の委託事業として、株式会社地域計画建築研究所が実施しています。

[詳細はこちら\(PDF:918KB\)](#)

[「再生可能エネルギー事業の不適切案件に係る情報提供フォーム」](#)でも受け付けております。

（２）通報等への対応に向けたマニュアル等の整備

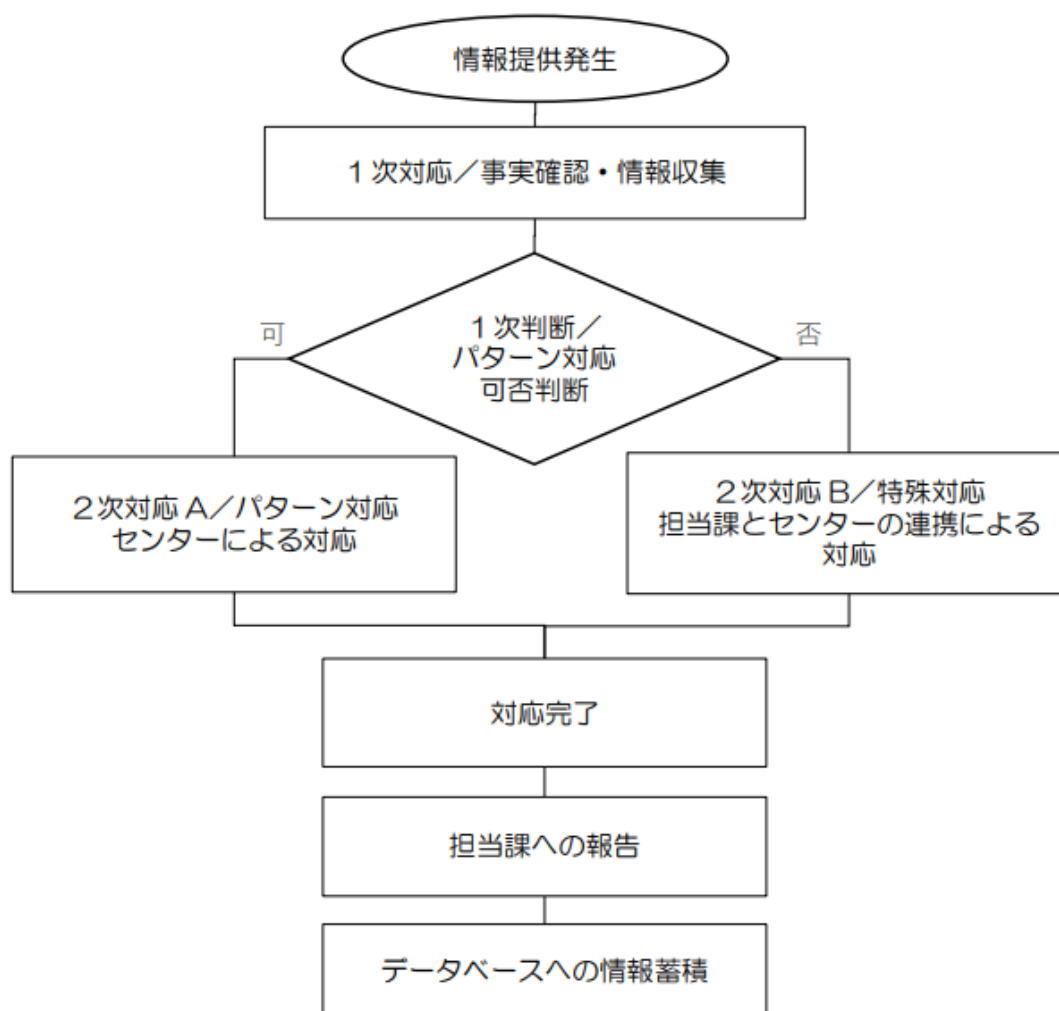
センターへの通報等に対する対応について、担当課と協議の上、対応の手順を「不適切案件対応マニュアル」（以下、「マニュアル」という）として取りまとめた。また、手順の円滑な進行、並びに対応事例の蓄積のため、データベースシステムを構築した。

①不適切案件対応マニュアル

本年度の事業実施体制に基づき、センター及び担当課の役割分担を取り決めた上で、対応の工程を下記のとおり整理した。

図表 1-3 不適切案件対応の工程

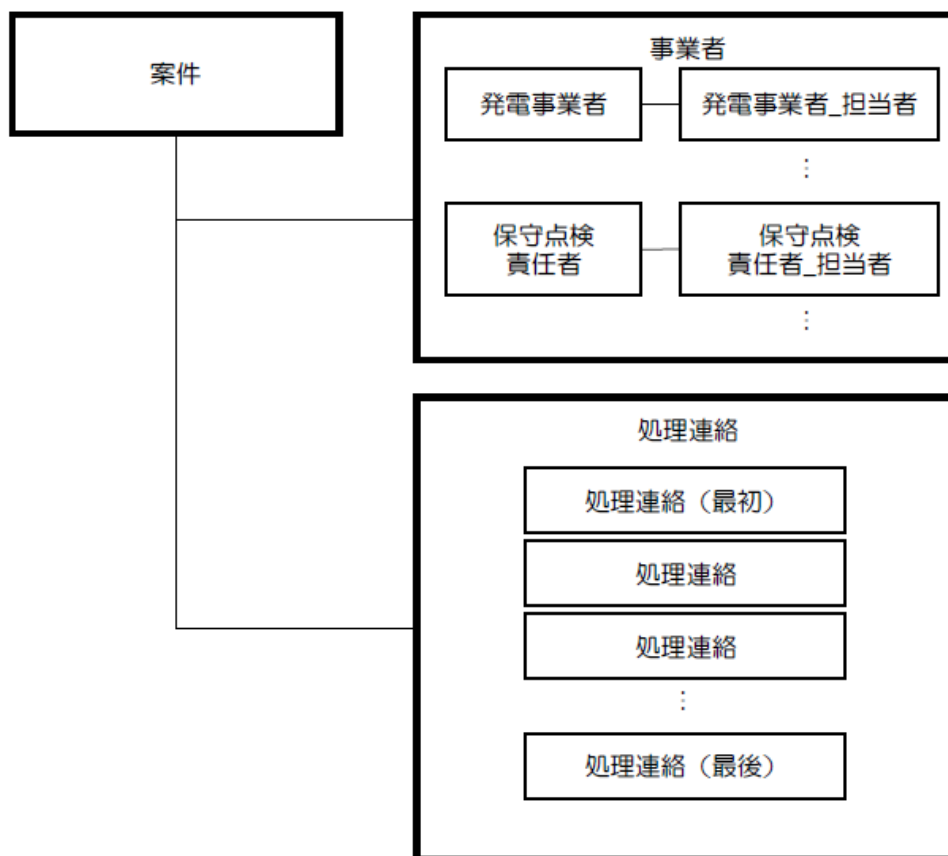
※本図表では「通報等」を「情報提供」と表記している



②データベースシステム

不適切案件対応マニュアルに取り決めた手順を踏まえ、下記構成のデータベースシステムを構築した。

図表 1-4 本業務において構築したデータベースの構成



(3) 不適切案件対応の状況

本事業の不適切案件対応の状況・結果は下記のとおりである。

①通報案件一覧

下記の通報案件に係る対応を実施した。

図表 1-5 本年度発生した不適切案件の一覧 (37 件)

No	所在地	出力(kW)	摘要
1	福岡県	10kW 以上 50kW 未満	標識の未設置,雑草の繁茂,対話不足
2	福岡県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の未設置,標識の未設置
3	福岡県	10kW 以上 50kW 未満	標識の情報不足,雑草の繁茂
4	福岡県	10kW 以上 50kW 未満	雑草の繁茂
5	福岡県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の未設置,標識の未設置
6	福岡県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の未設置,標識の未設置
7	福岡県	10kW 以上 50kW 未満	標識の未設置,雑草の繁茂
8	福岡県	10kW 以上 50kW 未満	標識の未設置,雑草の繁茂
9	福岡県	50kW 以上 1000kW 未満	標識の未設置
10	福岡県	50kW 以上 1000kW 未満	標識の未設置
11	福岡県	50kW 以上 1000kW 未満	対話不足
12	福岡県	計画段階のため不明	対話不足
13	福岡県	計画段階のため不明	対話不足
14	佐賀県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の未設置,標識の未設置,雑草の繁茂,土砂流出,工事残置物の放置
15	佐賀県	10kW 以上 50kW 未満	標識の誤情報,対話不足
16	佐賀県	50kW 以上 1000kW 未満	柵塀の未設置,標識の未設置,土砂流出,対話不足,認定事項の逸脱
17	佐賀県	50kW 以上 1000kW 未満	柵塀の設置不十分,その他設備の破損,土砂流出,その他危険な状況の放置,関係法令・条例違反等,構造強度不足
18	佐賀県	50kW 以上 1000kW 未満	標識の誤情報,その他設備の破損,土砂流出,その他危険な状況の放置

19	長崎県	50kW 以上 1000kW 未満	雑草の繁茂,関係法令・条例違反等,認定事項の逸脱
20	熊本県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の設置不十分,標識の未設置
21	熊本県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の設置不十分,標識の未設置,雑草の繁茂
22	熊本県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の設置不十分,雑草の繁茂,土砂流出,対話不足
23	熊本県	50kW 以上 1000kW 未満	雑草の繁茂,対話不足
24	大分県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の設置不十分,標識の情報不足
25	大分県	50kW 以上 1000kW 未満	標識の情報不足
26	大分県	1,000kW 以上 2,000kW 未満	対話不足,説明会及び事前周知不適切
27	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の破損,土砂流出
28	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	標識の未設置
29	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	標識の誤情報,雑草の繁茂
30	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の設置不十分,認定事項の逸脱
31	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の設置不十分,認定事項の逸脱
32	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	その他
33	宮崎県	1,000kW 以上 2,000kW 未満	標識の未設置
34	鹿児島県	10kW 以上 50kW 未満	標識の未設置,パネルの破損,認定事項の逸脱
35	鹿児島県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の破損,標識の未設置,雑草の繁茂,その他設備の破損,工事残置物の放置,関係法令・条例違反等,認定事項の逸脱
36	鹿児島県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀の破損,標識の未設置,土砂流出
37	鹿児島県	1,000kW 以上 2,000kW 未満	雑草の繁茂,対話不足,説明会及び事前周知不適切

②現地調査の実施内容

下記の現地調査を実施した。

図表 1-6 現地調査の一覧（7 か所・21 設備）

No	所在地	摘要	調査内容
1	熊本県 (1 設備)	雑草の繁茂,対話不足	・ 通報内容の確認
2	長崎県 (2 設備)	雑草の繁茂,関係法令・条例違反等, 認定事項の逸脱 等	・ 昨年度引継ぎ案件の現状、 及び進捗確認
3	佐賀県 (3 設備)	柵塀の設置不十分,その他設備の破 損,土砂流出,その他危険な状況の放 置,関係法令・条例違反等,構造強度 不足 等	・ 通報内容の確認
4	熊本県 (3 設備)	柵塀の設置不十分,雑草の繁茂,土砂 流出,対話不足 等	・ 通報内容の確認
5	福岡県 (6 設備)	対話不足,標識の未設置, 柵塀の未 設置 等	・ 通報内容の確認
6	宮崎県 (5 設備)	柵塀の破損,土砂流出,認定事項の逸 脱 等	・ 通報内容の確認
7	鹿児島県 (1 設備)	柵塀の破損,標識の未設置,雑草の繁 茂,その他設備の破損,工事残置物の 放置,関係法令・条例違反等,認定事 項の逸脱	・ 通報内容の確認

③「地域共生再生可能エネルギー発電設備導入実態調査事業」により抽出された案件の対応

資源エネルギー庁及び経済産業省の実施する「地域共生再生可能エネルギー発電設備導入実態調査事業」において抽出された案件に係る対応を下記のとおり実施した。

1) 調査結果通知書の送付先の確認

担当課より提供を受けた調査結果通知書、及びその発送先リストに基づき、リストに記載された発送先の確認を電話連絡により実施した。

■発送先の確認実施件数（確認の出来なかったものを含む）：143 件

2) 調査結果通知書の郵送

発送先の確認できた送付先に対して、調査結果通知書を発送した。

■発送数：86 件

3) 案件対応

発送した案件のうち、発電事業者からの対応報告の必要とされる案件、または必要でなくとも対応報告のあった案件について、対応報告の授受や問合せ対応等の案件対応を実施した。

■対応数：51 件

(4) 不適切案件の分析

本年度発生した不適切案件について、発生地点や各種属性等に関する集計と分析を実施した。

※分析対象は、令和6年7月1日から令和7年3月19日の間で発生した案件である。また、「地域共生再生可能エネルギー発電設備導入実態調査事業」により抽出された案件は分析対象としていない。

①発生地域の分布

- ・すべての県で通報案件が発生した。

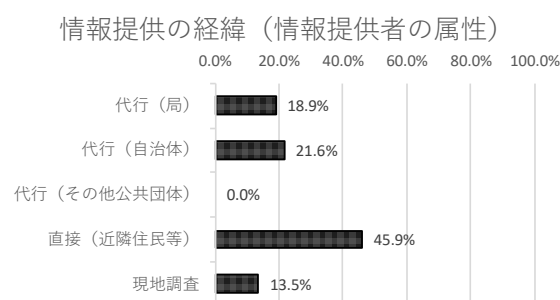
②属性別の整理

〔通報（情報提供）の経緯〕（単一選択）

- ・「直接（近隣住民等）」(45.9%) が最も多く、「代行（自治体）」(21.6%)、「代行（局）」(18.9%) と続いた。
- ・「直接（近隣住民等）」の中には自治体から CC 窓口を紹介されたケースが複数有り、自治体が対処に困っている状況が散見された。

図表 1-7 通報（情報提供）の経緯（表・グラフ）

○情報提供の経緯(情報提供者の属性)			n=	37
No	項目	実数	割合	
1	代行(局)	7	18.9%	
2	代行(自治体)	8	21.6%	
3	代行(その他公共団体)	0	0.0%	
4	直接(近隣住民等)	17	45.9%	
5	現地調査	5	13.5%	
	計	37	100.0%	

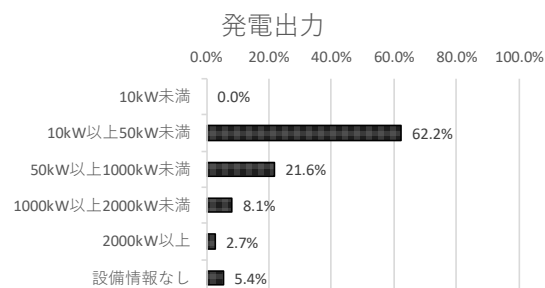


〔発電出力〕（単一選択）

- ・「10kW 以上 50kW 未満」(62.2%) が最も多く、「50kW 以上 1000kW 未満」(21.6%) が続いた。

図表 1-8 発電出力（表・グラフ）

○発電出力			n=	37
No	項目	実数	割合	
1	10kW未満	0	0.0%	
2	10kW以上50kW未満	23	62.2%	
3	50kW以上1000kW未満	8	21.6%	
4	1000kW以上2000kW未満	3	8.1%	
5	2000kW以上	1	2.7%	
6	設備情報なし	2	5.4%	
	計	37	100.0%	

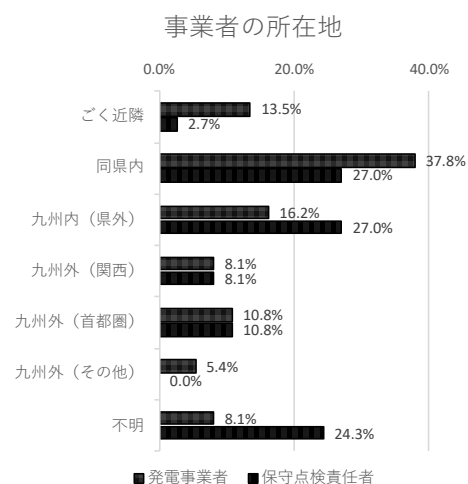


〔事業者の所在地〕（単一選択）

- ・発電事業者においては、37.8%が「同県内」に、16.2%が「九州内（県外）」、13.5%が「ごく近隣」に所在した。首都圏（10.8%）や関西（8.1%）の発電事業者も一定存在する。
- ・保守点検責任者においては、「同県内」「九州内（県外）」にそれぞれ 27.0%が所在した。首都圏（10.8%）や関西（8.1%）の保守点検責任者も一定存在する。

図表 1-9 事業者の所在地（表・グラフ）

○事業者の所在地		n= 37			
No	項目	発電事業者		保守点検責任者	
		実数	割合	実数	割合
1	ごく近隣	5	13.5%	1	2.7%
2	同県内	14	37.8%	10	27.0%
3	九州内(県外)	6	16.2%	10	27.0%
4	九州外(関西)	3	8.1%	3	8.1%
5	九州外(首都圏)	4	10.8%	4	10.8%
6	九州外(その他)	2	5.4%	0	0.0%
7	不明	3	8.1%	9	24.3%
計		37	100.0%	37	100.0%



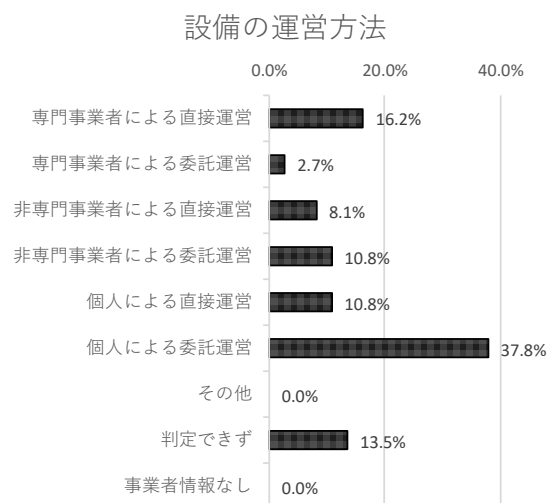
〔設備の運営方法〕（単一選択）

- ・「個人による委託運営」(37.8%)が最も多く、「専門事業者による直接運営」(16.2%)、「非専門事業者による委託運営」「個人による直接運営」(共に 10.8%) と続いた。

図表 1-10 設備の運営方法（表・グラフ）

○設備の運営方法		n= 37	
No	項目	実数	割合
1	専門事業者による直接運営	6	16.2%
2	専門事業者による委託運営	1	2.7%
3	非専門事業者による直接運営	3	8.1%
4	非専門事業者による委託運営	4	10.8%
5	個人による直接運営	4	10.8%
6	個人による委託運営	14	37.8%
7	その他	0	0.0%
8	判定できず	5	13.5%
9	事業者情報なし	0	0.0%
計		37	100%

※「専門事業者」とは再エネ関連事業を軸としている事業者をイメージしており、自社 HP 等においてそのように標榜している場合に判定している。

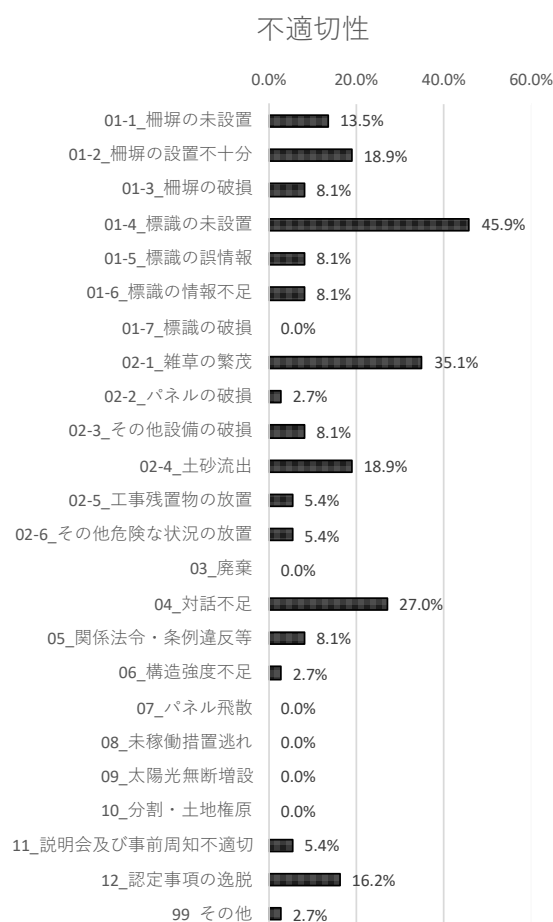


〔不適切性〕（複数選択）

- ・「柵塀」関連（下表 01-1～3）が 40.5%、「標識」関連（下表 01-4～7）が 62.1%であり、多くの不適切案件にこれらの項目が含まれている。
 - ・メンテナンス関連（下表 2-1～6）においては、「02-1_雑草の繁茂」（35.1%）が最も多く、「02-4_土砂流出」（18.9%）と続く。
 - ・上記以外では、「04_対話不足」（27.0%）、「12_認定事項の逸脱」（16.2%）が目立つ。今年度より導入された説明会及び事前周知措置に係る、「11_説明会及び事前周知不適切」は 5.4%であった。
 - ・「その他」の内容は下記のとおり。
- －認定申請に当たり、不本意に名義を使われ、発電事業者として登録されてしまっている。

図表 1-11 不適切性（表・グラフ）

○不適切性		n= 37	
No	項目	実数	割合
1	01-1 柵塀の未設置	5	13.5%
2	01-2 柵塀の設置不十分	7	18.9%
3	01-3 柵塀の破損	3	8.1%
4	01-4 標識の未設置	17	45.9%
5	01-5 標識の誤情報	3	8.1%
6	01-6 標識の情報不足	3	8.1%
7	01-7 標識の破損	0	0.0%
8	02-1 雑草の繁茂	13	35.1%
9	02-2 パネルの破損	1	2.7%
10	02-3 その他設備の破損	3	8.1%
11	02-4 土砂流出	7	18.9%
12	02-5 工事残置物の放置	2	5.4%
13	02-6 その他危険な状況の放置	2	5.4%
14	03 廃棄	0	0.0%
15	04 対話不足	10	27.0%
16	05 関係法令・条例違反等	3	8.1%
17	06 構造強度不足	1	2.7%
18	07 パネル飛散	0	0.0%
19	08 未稼働措置逃れ	0	0.0%
20	09 太陽光無断増設	0	0.0%
21	10 分割・土地権原	0	0.0%
22	11 説明会及び事前周知不適切	2	5.4%
23	12 認定事項の逸脱	6	16.2%
24	99 その他	1	2.7%
計		89	



③不適切案件の分析

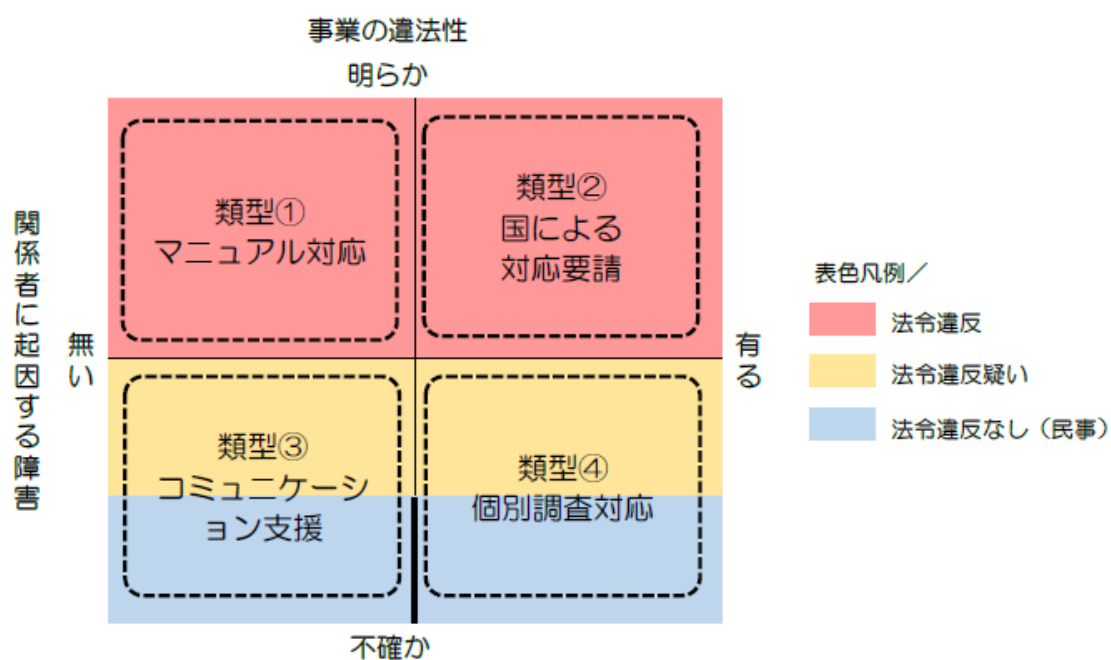
- ・不適切案件の多くは近隣住民によって発見され、自治体への相談の末、CC に通報が為された。
- ・発電出力別に見ると、10kW 以上 50kW 未満の設備が最も多く、50kW 以上の設備の倍であった（ただし、九州地域全体の設備件数を考えると、前者が多数潜在している可能性がある）。
- ・発電事業者は近く（同県内）に、保守点検責任者はやや遠く（同県外以遠）に所在している傾向が見られた。
- ・設備の運営方法を見ると、法人においては直接運営、個人においては委託運営している場合が多かった。なお、発電事業者の所在地について、法人運営の場合は 6 割、個人運営の場合は 8 割が九州管内に所在した。
- ・不適切性を見ると、「柵塀」「標識」「メンテナンス」関連の問題が最も多い。これらはガイドライン違反として指摘しやすい問題である。ただし、これら問題が単体で発生することは少なく、全体の半数近くが対応の困難な不適切性を抱える問題（「対話不足」「関係法令・条例違反」「認定事項の逸脱」等）を複合していた（37 件の案件のうち、「柵塀・標識」「メンテナンス」関連の不適切性しか含まない案件は 20 件であった）。

（５）不適切案件対応の分析

センターにおいて実施した不適切案件対応について、対応方法や対応に掛かった連絡回数について、集計と分析を実施した。

対応方法については、R5 年度事業において実施した「不適切案件等を含む問い合わせ・情報提供への対応に係るスキームの構築及び提案」における、「不適切案件対応の類型」に基づき、集計と分析を実施した。

図表 1-12 不適切案件対応の類型（図・表）



不適切案件対応方針		対応方法	対応者
類型①	マニュアル対応	・マニュアルにより省力化しながら対応する。 ・国または自治体等により対応する。	国、自治体等
類型②	国による対応要請	・国により関係者に対応願ひ、類型①に転換させる。	自治体等を国が支援
類型③	コミュニケーション支援	・関係者を整理し、適切なコミュニケーションを支援する。	自治体等を国が支援
類型④	個別調査対応	・案件ごとに、違法性等の詳細調査を実施する	国

※分析対象は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 19 日の間で発生した対応である。37 件中 31 件が対応を継続中であり、実際の連絡回数は今後増加することに注意が必要である。また、「地域共生再生可能エネルギー発電設備導入実態調査事業」により抽出された案件に係る対応は分析対象としていない。

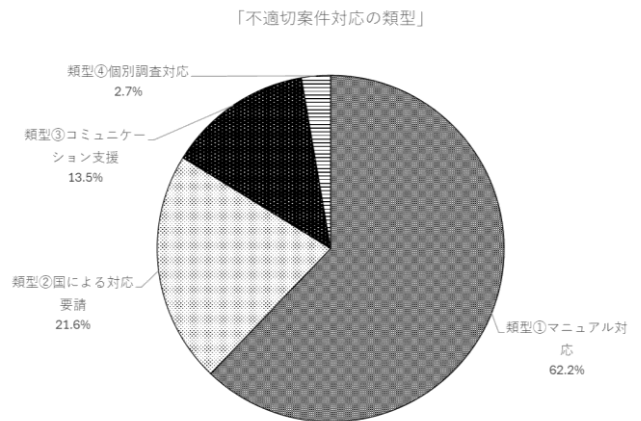
①不適切案件対応の類型（単一選択）

- ・「類型①マニュアル対応」（62.2%）が最も多く、「類型②国による対応要請」（21.6%）、
「類型③コミュニケーション支援」（13.5%）、「類型④個別調査対応」（2.7%）であっ
た。

図表 1-13 不適切案件対応の類型（表・グラフ）

○不適切案件対応の類型 n= 37

No	連絡回数	案件数	割合
1	類型①マニュアル対応	23	62.2%
2	類型②国による対応要請	8	21.6%
3	類型③コミュニケーション支援	5	13.5%
4	類型④個別調査対応	1	2.7%
合計		37	100%



②不適切案件対応の類型別の1件あたりの対応に要した連絡回数

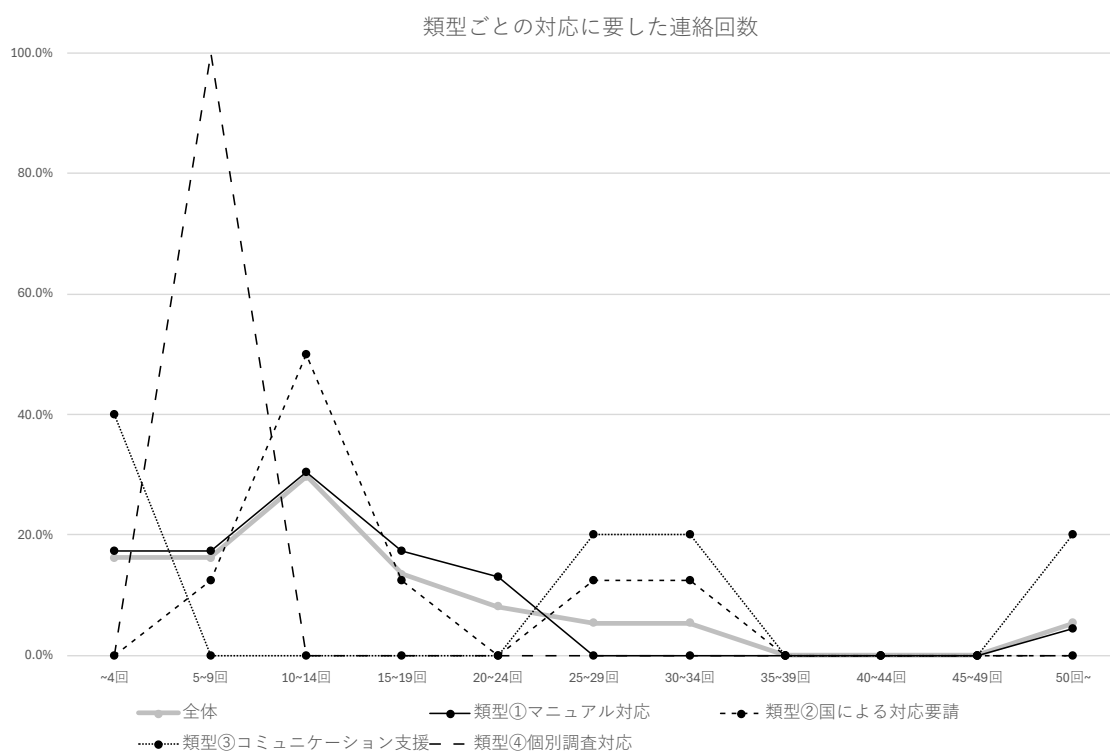
- ・全体の平均値は15.45回であり、15回未満が62.2%だった。
- ・類型①マニュアル対応では、平均値は13.26回、15回未満が65.2%だった。
- ・類型②国による対応要請では、平均値は16.62回、15回未満が62.5%だった。
- ・類型③コミュニケーション支援では、平均値は25回、15回未満が40%だった。
- ・類型④個別調査対応は、今年度は1件のみであり発生日が3月以降、かつ対応中であるため、参考にしにくい。

図表 1-14 「不適切案件対応の類型」別の1件あたりの対応に要した連絡回数
(表・グラフ)

○類型ごとの連絡回数

n = 37

No	連絡回数	全体		類型①マニュアル対応		類型②国による対応要請		類型③コミュニケーション支援		類型④個別調査対応	
		案件数	割合	案件数	割合	案件数	割合	案件数	割合	案件数	割合
1	~4回	6	16.2%	4	17.4%	0	0.0%	2	40.0%	0	0.0%
2	5~9回	6	16.2%	4	17.4%	1	12.5%	0	0.0%	1	100.0%
3	10~14回	11	29.7%	7	30.4%	4	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	15~19回	5	13.5%	4	17.4%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
5	20~24回	3	8.1%	3	13.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	25~29回	2	5.4%	0	0.0%	1	12.5%	1	20.0%	0	0.0%
7	30~34回	2	5.4%	0	0.0%	1	12.5%	1	20.0%	0	0.0%
8	35~39回	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	40~44回	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	45~49回	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	50回~	2	5.4%	1	4.3%	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%
合計		37	100.0%	23	100.0%	8	100.0%	5	100.0%	1	100.0%



③不適切案件対応の分析

- ・ 類型①マニュアル対応及び、類型②国による対応要請に係る案件は全体の 8 割を占め、対応の負担も連絡回数ベースで平均値以下の回数となっている場合が 6 割を占める。これらの類型は共に法令違反が明確なものであり、マニュアルの整備やノウハウの蓄積がしやすく、今後も対応の効率が高まっていくものと思われる。
- ・ 類型③コミュニケーション支援及び、類型④個別調査対応は残りの 2 割を占める。これらの類型は、共に法令違反に当たるか不確かなものである。
- ・ 類型③コミュニケーション支援では、今年度は 5 つの案件があり、対応回数は多い順に 60 回、33 回、27 回、4 回、1 回となっている。前 3 者は、設置済の設備に対して近隣住民が問題意識を抱いているものであり、発電事業者への不信感等が生じていることから、連絡回数が多くなっている。後 2 者は計画段階の設備に対して不安を感じている案件であり、具体的な問題が生じているわけではないため、連絡回数が少なくなっている。
- ・ 類型④個別調査対応は今年度 1 件のみの発生であった。3 月以降の発生であり、特殊な案件であるため、担当課の判断を仰ぎながら対応を行っている所である。
- ・ 以上のことから、今後の不適切案件対応に対しては、類型①及び②を適用すべき案件の抽出、及び対応体制の整備・効率化がまず推進されるべきと考える。今年度実施された「地域共生再生可能エネルギー発電設備導入実態調査事業」はその一環であり、こういった取組により、不適切案件の大部分への対応が出来るものと思われる。一方で、類型③及び④を適用すべき案件は、近隣住民等の不安や苦痛が大きくなりやすく、対応の困難なトラブルに発展する場合も多いと思われる。こちらの抽出・対応に係る施策も、併せて検討していくことが求められると考える。

(6) 不適切案件の通報等に対する効率的・効果的な対応方法・提案

今年度のセンター運用経験を踏まえて、担当課、及び担当課とセンターの連携体制における効率的・効果的な対応方法について提案する。

①担当課による対応

1つの機関における不適切案件の対応に係る効率的・効果的な対応方法の骨子は、昨年度事業である「令和5年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（九州経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施等の適正化事業）」において構築した、「スキーム構築に係る提案書」及びその添付資料に示すとおりである。

今年度は昨年に引き続き、当該骨子を踏まえて下記の機能を持ったシステムを構築・運用した。

■センターの構築・運用したシステムの機能

- ・ 不適切案件の情報蓄積
- ・ 不適切案件対応の進捗管理と履歴の蓄積
- ・ 担当課との連携に適切な帳票類の出力

上記のうち、「担当課との連携に適切な帳票類」については、「〔別添納品物〕九州再エネコールセンター案件及び処理連絡一覧（通報案件）」及び、「〔別添納品物〕九州再エネコールセンター案件及び処理連絡一覧（「地域共生再生可能エネルギー発電設備導入実態調査事業」により抽出された案件）」に示すとおりである。

当該帳票は、今年度のセンター運用を踏まえて不適切案件対応に必要な項目を取りまとめていると共に、Microsoft office や Microsoft teams で扱うことが可能な形式となっており、センターのシステムを介さずとも、それらのアプリケーションを用いて更新や修正が容易なものとして整備した。

②担当課とセンターの連携体制における対応

今年度の不適切案件対応に当たり、センターでは担当案件に係る対応の履歴を蓄積し、定期的に担当課に報告するという形でセンターの対応状況を担当課が把握した。一方で、担当課においても対応している案件があり、センターに担当課の案件が引き継がれたり、逆にセンターから担当課に案件が引き継がれたりすることがあった。また、個別案件の対応相談や完了確認は、都度個別の連絡により対応していた。

このような連携をよりスムーズにするため、両機関の担当案件を日ごろから共有する体制を提案する。このメリットは、担当課において全体の案件管理が容易になることであり、両者間の案件の引継ぎや、案件の対応相談、完了確認を、日々の情報共有の中でスムーズに実施出来ることである。

このような連携に当たっては、担当課とセンター間の情報のやり取りを、出来るだけ頻繁に行えるようにすることが必要である。

1例として、担当課と当センターの案件管理に係る帳票を統一し、数日～1週間程度のペースでそれを交換し合うことで、最新の情報を共有し合う連携体制を提案する。

2. 関係自治体との連携強化

九州管内の関係自治体との連携強化を図るため、計3回の「再エネ電源設備の適正な導入に関する関係自治体連携強化セミナー（連携強化セミナー）」を開催するとともに、地域で発生した太陽光発電事業のトラブル等に対して、自治体に対応いただく際の参考となる情報「自治体向けガイドブック」を作成した。

（1）関係自治体との連携強化を図る会議の開催

自治体と連携した再エネ特措法に基づく再エネ設備の適正な導入を目的に、計3回のセミナーを開催した。

①開催概要

名称：再エネ電源設備の適正な導入に関する関係自治体連携強化セミナー
（連携強化セミナー）

形式：対面とオンラインによるハイブリッド開催

定員：20～30名程度

【第1回（福岡）】

日時：令和6年10月28日（月）13時30分～16時

会場：A.R.Kビル 貸会議室「大ホール（会議室A及びB）」
（福岡市博多区博多駅東2丁目17-52階）

【第2回（鹿児島）】

日時：令和6年10月29日（火）13時30分～16時

会場：Li-Ka1920「貸会議室A」
（鹿児島県鹿児島市中央町19-405階）

【第3回（福岡）】

日時：令和6年11月25日（月）

第一部：13時30分～14時40分

第二部：15時00分～16時30分

会場：A.R.Kビル 貸会議室「大ホール（会議室A及びB）」
（福岡市博多区博多駅東2丁目17-52階）

②開催準備

1) 九州管内全自治体の再エネ特措法担当者名簿の作成（登録情報の追加更新等）

内容：九州各県の自治体登録情報について、部署や担当者の変更や追加など、更新情報について取りまとめ、リストの更新を行った。

提出日：令和6年11月19日（火）

2) 開催案内の発送及び参加者の取りまとめ

発送方法：上記「1)」担当者名簿登録のメールアドレスに発送

発送日：

- ・9月19日（木）：第1回、第2回
- ・10月3日（木）：第1回、第2回（九州経済産業局から送信）
- ・10月18日（金）：第1回、第2回（〆切延長、九州経済産業局から送信）
- ・10月25日（金）：第3回（九州経済産業局から送信）
- ・11月11日（月）：第3回（九州経済産業局から送信）
- ・11月15日（金）：第3回（〆切延長、九州経済産業局から送信）

申込方法：電子メール

ウェブ上の応募フォーム

③開催結果

1) 開催概要

【第1回（福岡）】

出席者：会場12名、オンライン34名 計46名

出席自治体数：39自治体

【第2回（鹿児島）】

出席者：会場5名、オンライン24名 計29名

出席自治体数：24自治体

【第3回（福岡）】

出席者：第一部：会場13名、オンライン24名 計37名

第二部：会場11名（※オンラインなし、会場のみ）

出席自治体数：第1部：27自治体

第2部：9自治体

2) プログラム

【第1回（福岡）、第2回（鹿児島）】

ア 開会挨拶

／九州経済産業局

イ 地域と共生した再エネの最大限導入に向けて

／資源エネルギー庁

- ・再生可能エネルギーを巡る状況
- ・再エネ導入における課題～地域共生～
- ・自治体の方々との情報連携の強化に向けて

ウ 九州地域の再エネ導入状況について

／九州経済産業局

- ・FIT認定の状況（全国、九州、各県）
- ・相談窓口の設置について

エ トークセッション

（i）グッドプラクティス事例のご紹介

【福岡会場】福岡県みやま市様・長崎県雲仙市様

【鹿児島会場】宮崎県都農町様・鹿児島県阿久根市様

（ii）トークセッション

オ 閉会

※イ、ウ、エの各プログラム後に質疑応答の時間あり

【第3回（福岡）】

〔第一部〕

ア 開会挨拶

／九州経済産業局

イ 特別講演『自治体と再生可能エネルギーの共生』

／神山 智美 先生（国立大学法人富山大学 経済学部 経済経営学科 教授）

- ・国内再エネ施策の動向を踏まえた、目指すべき今後の方向性
- ・再エネ特措法の改正を踏まえた、自治体における対応方法（事前相談や説明会対応における自治体の立ち位置、既存の条例やガイドラインの見直しの必要性等）
- ・地域特性を活かした再エネと地域との共生とトラブル回避のポイント（取組事例など含む）

ウ 名刺交換会（対象：現地参加者のみ）

- ・講師の神山先生や当局、参加自治体の皆さまとの交流を目的とした名刺交換会

※イのプログラム後に質疑応答の時間あり

〔第二部〕

エ 自治体向け不適切案件対応ガイドブック（仮）及び原稿案について

オ 意見交換

- ・ガイドブック及び原稿案の内容に関するご意見やアイデア
- ・再エネ推進、不適切案件対応に係るご意見やアイデア

3) 配布資料

【第1回（福岡）、第2回（鹿児島）】

- ・次第
 - ・【資料1】地域と共生した再エネの最大限導入に向けて（資源エネルギー庁）
 - ・【資料2】九州地域の再エネ導入状況について（九州経済産業局）
 - ・【資料3】みやま市のエネルギーの地産地消に向けた活動（みやま市）
 - ・【資料4】雲仙市における温泉発電事業と地熱資源保護・活用事業の取り組み（雲仙市）
 - ・【資料5】太陽光発電を活用した地産地消のまちづくりについて（都農町）
 - ・【資料6】阿久根地域マイクログリッド事業（阿久根市）
 - ・【参考資料】九州再エネコールセンター情報提供窓口開設のご案内チラシ
- ※グッドプラクティス話題提供資料は、福岡会場が資料3及び4、鹿児島会場が資料5及び6

3) 配布資料

【第3回（福岡）】

- ・次第
- ・【資料1】「自治体と再生可能エネルギーの共生」
- ・【資料2】説明会開催要件に該当する「自然環境・景観の保護等を目的とする条例」を考える
- ・【資料3】再エネの地域共生を考える一条例施行規則と説明会開催報告書様式から

4) 会場別登壇者一覧

【第1回（福岡）】※敬称略

開会挨拶	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／課長補佐 田中 幸仁
地域と共生した再エネの 最大限導入に向けて	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 再生可能エ ネルギー推進室／課長補佐 館村 宥紀
九州地域の再エネ導入状 況について	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課／係長 岡 達彦
トークセッション (グッドプラクティス)	みやま市 環境政策課／参与 古田 稔 雲仙市 環境水道部環境政策課 / 参事補 佐々木 裕

【第2回（鹿児島）】※敬称略

開会挨拶	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／課長補佐 日野 紀良
地域と共生した再エネの 最大限導入に向けて	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 再生可能エ ネルギー推進室／課長補佐 館村 宥紀
九州地域の再エネ導入状 況について	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／係員 今村 亜裕美
トークセッション (グッドプラクティス)	都農町 企画課 / 主事 永友 優平 株式会社エネウィル 地域エネルギー事業部 (Mirai つのエネルギー 株式会社兼務) / 宇高 大造 阿久根市 企画推進課／課長補佐 岩下 亮一

【第3回（福岡）】※敬称略

開会挨拶	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／課長 永谷 圭市
特別講演	国立大学法人富山大学 経済学部 経済経営学科 ／教授 神山 智美

5) 会場風景
【第1回（福岡）】



【第2回（鹿児島）】



【第3回（福岡）】

第一部



第二部



6) アンケートの実施、収集及び取りまとめ

【第1回（福岡）、第2回（鹿児島）】

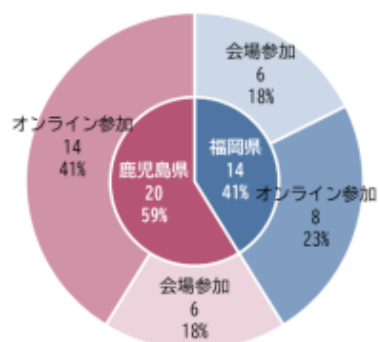
- ・調査対象：連携強化セミナー参加者
- ・調査方法：ウェブ形式
- ・回収率：第1回（福岡）25.5%、第2回（鹿児島）58.8%

図表 2-1 〔第1・2回〕連携強化セミナー_アンケート集計結果

令和6年度再エネ発電設備の適正な導入に関する関係自治体連携強化セミナー
第1回&第2回 参加者アンケート 集計結果

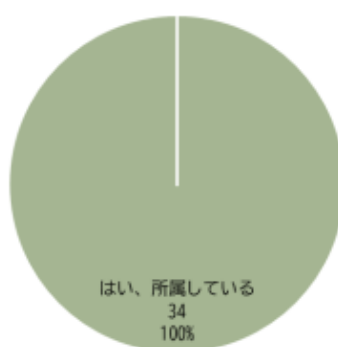
問1・問2：参加会場・参加形式

- ・回答者の参加会場、参加形式は下記の通り。
- ・回収率は福岡会場が25.5%（14/55）、鹿児島会場が58.8%（20/34）であった。



問3：貴殿は再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属されている方ですか。

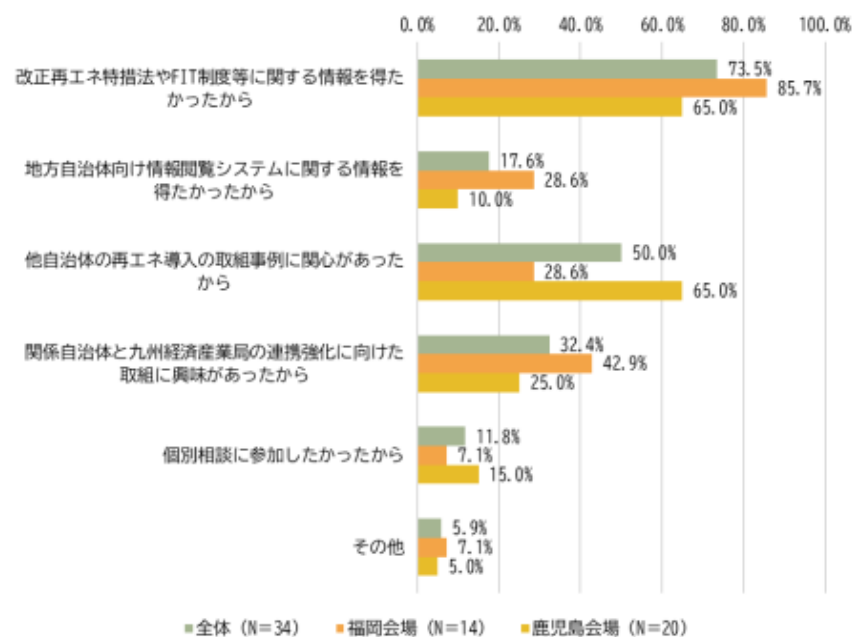
- ・「はい、所属している」が100%であった。



N=34

問4：本連携強化セミナーにご参加された理由を教えてください。（複数回答）

- ・「改正再エネ特措法やFIT制度等に関する情報を得たかったから」がいずれの会場でも最も多く、全体で73.5%であった。
- ・「他自治体の再エネ導入の取組事例に関心があったから」は福岡会場と鹿児島会場で40ポイント近くの差がみられた。

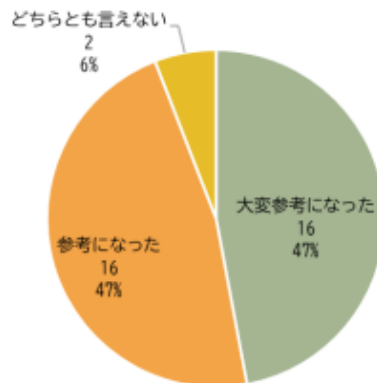


<その他の内容>

福岡会場	・博多に行きたかったから。
鹿児島会場	・事例紹介として登壇の依頼があったから

問5:「地域と共生した再エネの最大限導入に向けて／資源エネルギー庁」は参考になりましたか。

・「大変参考になった」と「参考になった」を合わせた割合は94%であった。



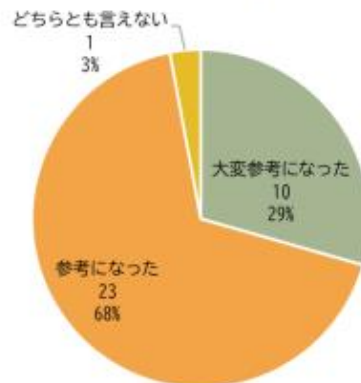
N=34

<ご感想やご意見等>

- ・スライド P23 が特に参考になった。ただ、令和 6 年 3 月中旬の自治体向け説明会の時点でこうした説明・案内を受けることができていれば、令和 6 年 4 月以降の改正再エネ特措法に基づく対応で迷走しなくて済んだように思う。4 月以降、非常に苦労した。なぜ半年後になってこうした資料が配布されるのか疑問であり、不案内のように思う。
- ・改正再エネ特措法に関する質疑応答が参考になった。
- ・改正再エネ特措法における説明会の開催に関し、具体的に相談があったため、詳しく知ることができた。
- ・説明会等にかかる市町村への事前相談の QA はぜひ作成いただきたいです。

問6：「九州地域の再エネ導入状況について／九州経済産業局」は参考になりましたか。

- ・「大変参考になった」と「参考になった」を合わせた割合は97%であった。



N=34

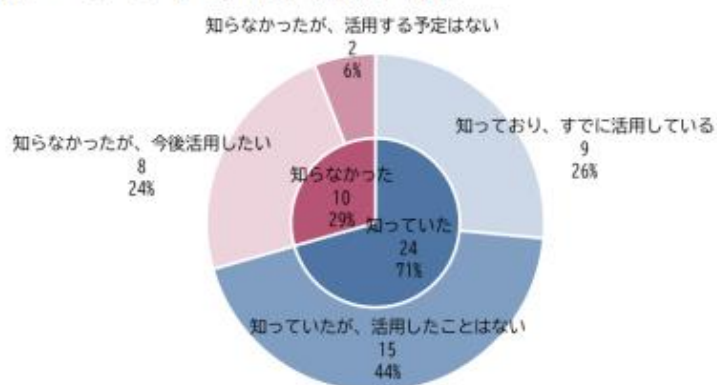
<ご感想やご意見等>

- ・特になかった。

問7：「地方自治体向け情報閲覧システム」について教えてください。

- ・「知っており、すでに活用している」は26%、認知度は71%であった。

- ・「知らなかった」のうち、8割は今後の活用意向を有す。



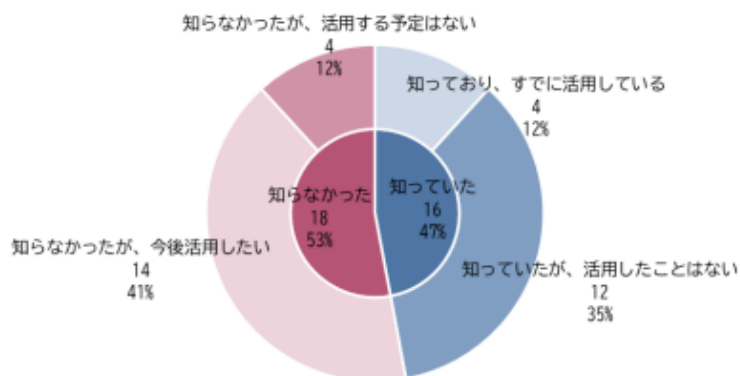
N=34

問8：「地方自治体向け情報閲覧システム」についてご意見・ご感想、ご要望があればご記入ください。

- ・課代表メールアドレスに時折メールが届き、宛名が昔の課員名になっているため、アカウントは作成済みなのだろうと思うが、ログインIDが不明のためログインできない。
- ・再生可能エネルギー電子申請から2023年10月27日に届いたメールには、半年程度ごとにアカウントの利用状況を精査し、場合によっては情報セキュリティの観点から利用を一時的に停止する等の措置を行うとあるが、そもそもこのシステムを利用する場面が思い浮かばないため、手続きを保留にしている。
- ・他の職員によれば、このシステムで得た情報を業務で使用する場合にも一定の制約が課されるといった話があり、ますますシステム利用場面が限られるように思う。そのため、現時点では活用する予定はない。
- ・このシステムは、固定資産税賦課にあたって参照してもよいシステムなのでしょうか。
- ・他自治体の事例（条例等）を入手できるので、大変参考になります。

問9：「九州再エネコールセンター」について教えてください。

- ・「知っており、すでに活用している」は12%、認知度は47%であった。
- ・「知らなかった」のうち、約3割は今後の活用意向を有す。



N=34

問 10:「九州再エネコールセンター」についてご意見・ご感想、ご要望があればご記入ください。

・現状は利用していないが、今後利用する機会もあると思われる。

問 11:再エネ設備の適正導入に向けて、経済産業省（九州経済産業局）に対するご要望などあればご記入ください。

・再エネ設備導入に関して事前に確認する際に関係法令が整理されておらず確認が難しいので関係法令を整理してほしい。

・施設からの土砂の流出による災害級の事案など問題となる事案が発生していることから、適正導入については、改正再エネ特措法において、計画段階からの適切かつ十分な周知の徹底の促進と関係法令の遵守など生活環境の保全が適切に担保されるよう厳格な運用をお願いしたい。

・太陽光パネルの廃棄に関する問題やパネルの安全性について議会等で質問があるので、適宜情報提供や相談をお願いしたいです。

問 12:今後、資源エネルギー庁から提供してほしい情報があればご記入ください。（再エネを巡る政策動向、地域の認定事業者の情報など）

・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に関する自治体向けの詳細な Q&A。とりわけ市町村が行う「「周辺地域の住民」の範囲に関する相談に対する回答」は回答義務があるのか（これを出さないと事業者は認定を受けられないとしたら、実施的に市町村にはこれを出す義務があるのではないか）。

・再エネにかかる政策動向や、改訂等があった場合の内容の共有

・再エネに対する様々な情報（良い情報も悪い情報も）の提供をお願いします。

・再エネ事業者における廃棄等費用の積立て状況について、関係自治体への情報提供等について検討いただきたい。

・地域の認定事業者の情報や新規での事業申請に関連する情報など

・地域新電力の導入状況と取り組み内容

問 13:セミナーの開催地や開催時期、参加形式についてご意見・ご感想、ご要望があればご記入ください。（記載例：〇月開催なら参加しやすい、〇県開催なら対面参加したい）

・今後もオンライン参加可能な形式であれば参加可能

・参加者によるフリーディスカッションなどがあると、他の団体との連携が図れると思います。

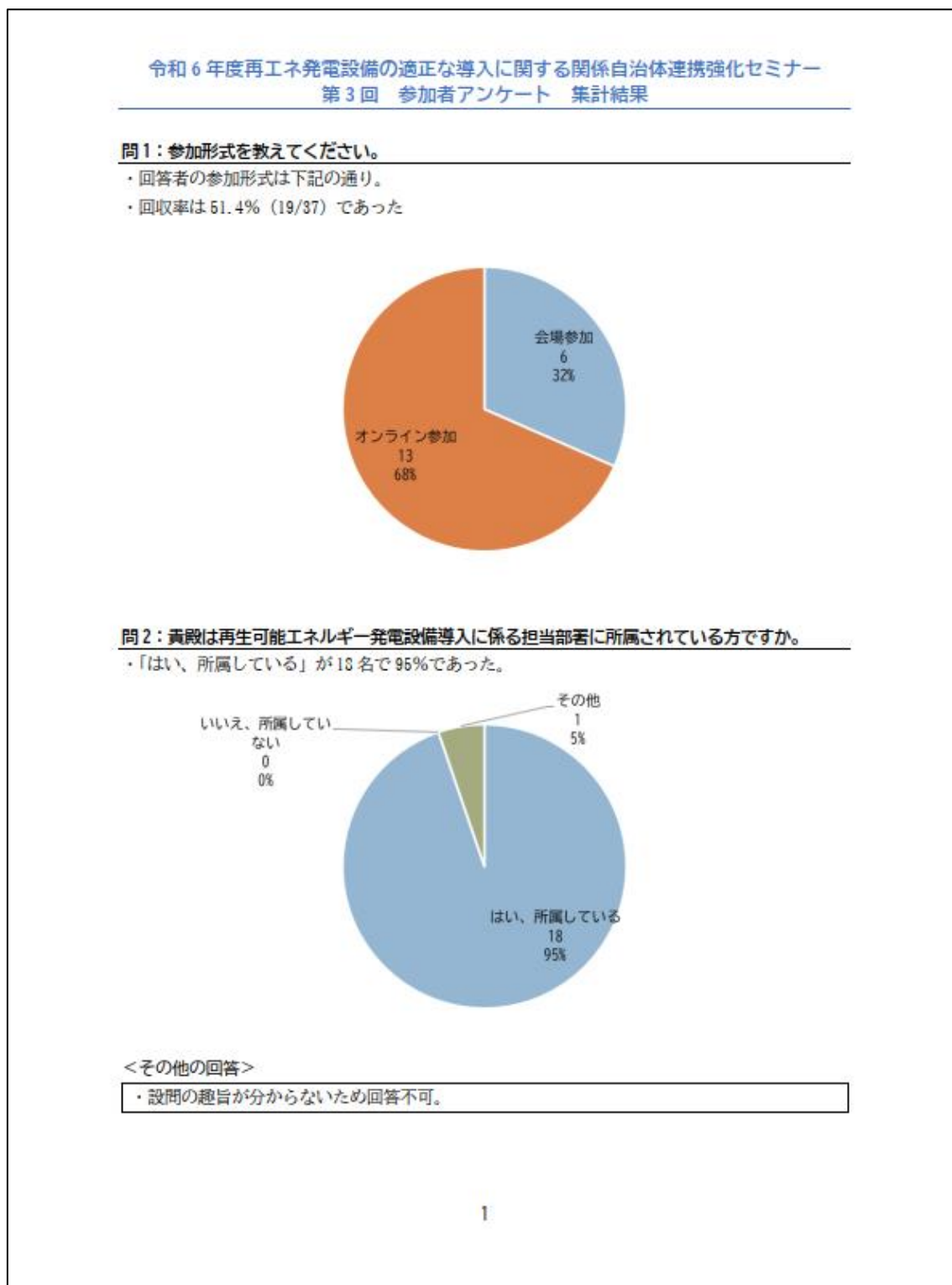
問 14：本連携強化セミナーを通してのご意見・ご感想をご記入ください。

- | |
|---|
| ・再エネ事業については様々な観点から進められており、理解が難しいと感じていたが今回のセミナーで少し理解が深まった。 |
| ・昨年度から参加していますが、色々な情報が提供されており、大変有意義なセミナーだと思います。 |
| ・諸外国や他県の再エネ導入状況等大変有益な情報をいただくことができました。 |
| ・大変勉強になる有意義な時間を過ごせました。質問にも丁寧に答えて下さったおかげで、今後の対応の方針が掴めたと思います。 |

【第3回（福岡）】

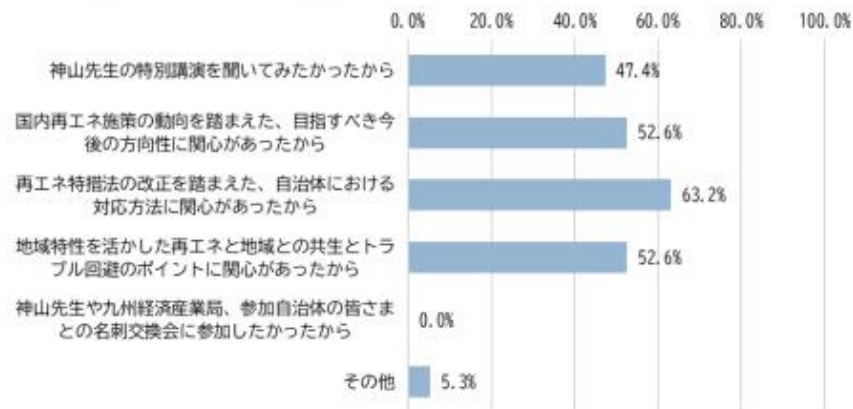
- ・調査対象：連携強化セミナー参加者（※第一部参加者のみ対象）
- ・調査方法：ウェブ形式
- ・回収率：51.4%

図表 2-2 「第3回」 連携強化セミナー_アンケート集計結果



問3：本連携強化セミナーにご参加された理由を教えてください。（複数回答）

- ・「再エネ特措法の改正を踏まえた、自治体における対応方法に関心があったから」が最も高く63.2%であり、会の内容が参加理由につながった結果であった。

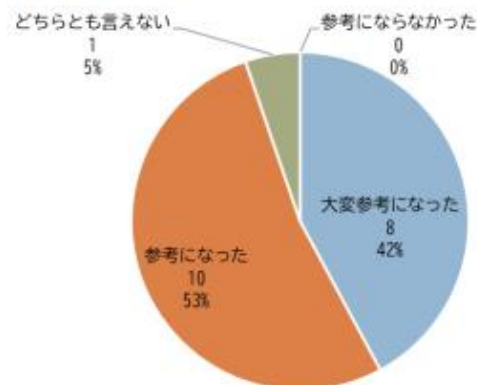


<その他の回答>

- ・九経局からの依頼。

問4：特別講演『自治体と再生可能エネルギーの共生』は参考になりましたか

- ・「大変参考になった」と「参考になった」が合わせて、96%であった。



<ご感想・ご意見>

- | |
|---|
| ・裁判例とその補足について、リスク回避のための知見が得られた。 |
| ・講演ありがとうございました。神山先生のお話はとても分かりやすかったです。
再エネとの共生については、担当者が必ず直面する課題だと思っており、私自身もモヤモヤしていた部分が少し解決することが出来ました。
ご機会があればぜひ神山先生の講演を聞かせていただきたいと思います。
ありがとうございました。 |
| ・趣旨が不明。 |

問5：再エネ設備の適正導入に向けて、経済産業省（九州経済産業局）に対するご要望などあればご記入ください。

- | |
|--|
| ・現在の太陽光発電設備の廃棄・リサイクルについての動向の情報提供 |
| ・不適切案件を県から通報した際に可能な限り速やかに対応頂くとともに、必ず経過を共有して頂きたい。 |
| ・このような定期的な学びの場の確保をいただければと思います |
| ・改正再エネ特措法のガイドラインにおける事務緩和措置 |

問6：今後、再エネ設備の適正導入に向けて、セミナー等で取り上げてほしいテーマがあればご記

- | |
|---|
| ・“太陽光発電設備の廃棄・リサイクルについてのセミナー
市民から太陽光パネルのその後の問い合わせをいただくことがよくあります。” |
|---|

問7：本連携強化セミナーを通してのご意見・ご感想をご記入ください。

- | |
|--|
| ・法令を学術的に深く掘り下げている内容であったため、難解な部分もあったが、景観に対する視点、訴訟リスクなど参考となる話が多く、受講して良かったと感じた。 |
|--|

(2) 自治体向けガイドブックの作成

九州管内の関係自治体との連携強化を図るため、地域で発生した太陽光発電事業のトラブル等に対して、自治体に対応いただく際の参考となる情報「自治体向けガイドブック」を作成した。

図表 2-3 自治体向けガイドブック





はじめに

平素より九州経済産業局の産業・エネルギー政策へのご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以降、「再エネ特措法」と表記）に基づく「固定価格買取制度（FIT 制度）」の創設以降、再エネ発電設備の普及が進み、将来の主力電源化に向けて、地域と共生した再生可能エネルギーの最大限の導入を目指しております。

一方で、法令違反等の疑いがある案件や、発電設備の近隣にお住まいの方々の安全・安心にかかるトラブルが散見され、主力電源化への大きな課題となっています。

九州経済産業局では、このような問題が生じている九州地域の案件に対して、令和5～6年度に「九州再エネコールセンター」を設置し、情報収集をはじめとした各種対応を行って参りました。その中で、当センターには、発電設備の近隣にお住まいの方からの直接の情報提供の他、地域の方から苦情等を受けた自治体の職員の方からの間接的な情報提供が行われるケースが数多くありました。

この度、このようなケースにおいて自治体の皆様がより円滑にトラブルに対処頂けるようになることを目指し、手引きとしてご活用いただける本ガイドブックを作成いたしました。

再生可能エネルギーに関連する部署の皆様にとって、本ガイドブックが問題のある案件への対応、並びに再生可能エネルギーと地域との共生に向けた指導の一助となりましたら幸いです。

九州経済産業局
資源エネルギー環境部 エネルギー対策課





本ガイドブックの取扱範囲

本ガイドブックでは、各種電源種・電気事業のうち、太陽光発電事業のみを対象とします。また、トラブルの範囲は下記のとおりとし、「不適切案件」と呼称します。

本ガイドブックが対象とする太陽光発電事業

FIT・FIP 制度を
利用している
事業

FIT・FIP 制度を
利用する以前の事業
(計画・施工段階等)

FIT・FIP 制度を
利用していない、または
利用しているか不明の事業

FIT・FIP 制度…

再生可能エネルギーで発電した電気について、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度（固定価格買取（FIT）制度）及び、電力会社の買取価格を市場価格に連動させつつ、月ごとに決定する一定の額（プレミアム）を国が発電事業者に交付する制度（FIP（Feed-in Premium）制度）。

本ガイドブックにおける「不適切案件」

再エネ特措法他、関係
法令への違反が認めら
れるもしくはその疑い
があるもの

違反は認められないも
の、近隣住民と事業
者間のトラブルに発展
しているもの

以下のトラブルなどは本ガイドブックの取扱い対象外です。

- 発電事業以外のトラブル…送配電事業、電気小売事業など
- 太陽光以外のトラブル…風力、水力、地熱、バイオマス、火力、原子力など
- 違法性・迷惑性のない相談や問い合わせなど…発電事業に関する相談など





目 次



知識編

1. 太陽光発電設備に関する地域のトラブルってどんなもの？.....	4
Q1-1. どんな「不適切案件」がある？.....	5
Q1-2. 「不適切案件」に關与する法令は？.....	6



対応編

2. 太陽光発電設備に関する地域のトラブルってどうしたらいい？.....	7
Q2-1. 「不適切案件」対応、どう進める？.....	8
Q2-2. 情報提供のポイントは？.....	9



事例編

3. 太陽光発電設備に関する地域のトラブルは解決できる？.....	18
-----------------------------------	----

《付録》



地方自治体向け情報閲覧ページの紹介.....	22
情報提供窓口への情報提供に係るフォーマット.....	24
参考リンク.....	25





1. 太陽光発電設備に関する 地域のトラブルってどんなもの？

◎用語の整理

用語	内容
再エネ特措法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）。FIT・FIP制度を規定。
FIT・FIP制度	FIT制度…再生可能エネルギーで発電した電気について、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度（固定価格買取制度）。 FIP制度…電力会社の買取価格を市場価格に連動させつつ、月ごとに決定する一定の額（プレミアム）を国が発電事業者に交付する制度（Feed-in Premium制度）。
ガイドライン	事業計画策定ガイドライン。再エネ特措法に基づき電源種ごとに策定されている。FIT・FIP制度の認定を受けるに当たり、遵守事項、及び推奨事項（努力義務）について、考え方を記載したもの。
関係法令	再エネ発電事業を実施するに当たり遵守すべき各種法令。
条例	自治体が個別に策定する再エネ発電事業に関する条例や、景観、環境などの関係する各種条例。関係法令に含まれる。
自治体独自ガイドライン等	自治体が個別に策定する指要要綱、ガイドライン等。遵守するように努めることが、ガイドライン等で事業者にも明示されている。







2. 太陽光発電設備に関する 地域のトラブルってどうしたらいい？

◎用語の整理

用語	内容
情報提供窓口	国の設置する情報提供窓口。令和 6 年度においては次のような窓口を設置。 ○「地方自治体等向け情報閲覧ページ」（付録：22 頁参照）内の 関係法令違反通報システム ○「再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム」 （付録：25 頁参照） ○九州再エネコールセンター ★最新の状況は下記 HP を参照。 九州経済産業局▶政策一覧▶エネルギー https://www.kyushumeti.go.jp/seisaku/energy/index.html



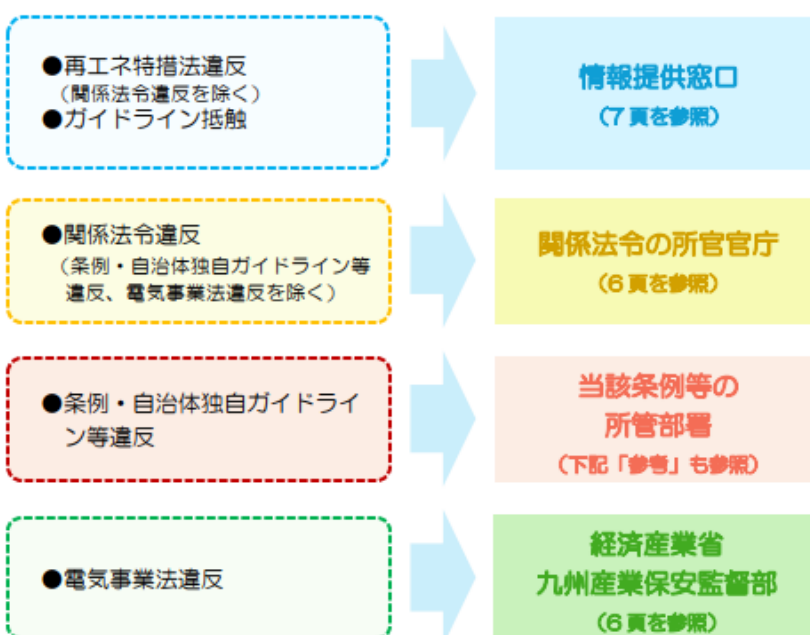
対応編

Q2-1.「不適切案件」対応、どう進める？

▶ A. 適切な機関に情報提供してください。

解説

不適切案件の抵触する法令やガイドラインによって、対応する機関が異なります。



【参考】自治体独自で対応を行う場合のご留意事項

不適切案件の対応は、国（情報提供窓口等）と自治体が連携して取り組むことを基本と考えておりますが、自治体独自の対応をいただくことを妨げません。

条例・自治体独自ガイドラインのみに違反している場合や、国の介入が望ましくない場合など、独自に解決を図っていただいても問題ありません。

ただし、事業者が誠実に対応しない場合や、明確な法令違反が見いだせない場合は、対応が困難になることが多いため、情報提供窓口との連携をご検討ください。その際、条例等に基づく指導・勧告など、一定の行政処分を行っている場合は、その詳細状況も併せて情報提供をお願いいたします。





Q2-2. 各機関への情報提供のポイントは？

▶ A. 設備情報と違反状態の詳細に係る情報を提供してください。

解説

違反と思われる法令等に応じて、下記に示す情報を収集・提供してください。

★情報提供窓口へ情報提供いただく場合は、付録「情報提供窓口への情報提供に係るフォーマット」も運営ご利用ください。

共通

- 発電設備の位置を特定できる資料（地図、経度・緯度等）
- 発電設備の標識（12 頁参照）の有無
及び 下記記載事項（FIT・FIP 利用設備の場合）
 - ・設備 ID
 - ・発電事業者、保守点検責任者の名称、連絡先

※上記の情報や当該設備に係る事業の詳細は、「地方自治体等向け情報閲覧ページ」から照会することもできます。（22 頁参照）

※FIT・FIP 認定の設備 ID、事業者、設備所在地等の情報は、資源エネルギー庁の HP で公表されています。（25 頁参照）
- 通報者や関係者の氏名、連絡先（対応機関が直接お話を伺う必要のある場合）
※個人情報のお取扱いにご注意ください。

再エネ特措法違反／ガイドライン抵触

- 再エネ特措法違反に関する情報
 - ・「遵守事項」への違反と見られる状態の詳細（標識、標榜の不備等）
⇒10 頁及び、11～13 頁参照
 - ・「推奨事項（努力義務）」への違反と見られる状態の詳細（地元との不和等）
⇒10 頁及び、14～16 頁参照
- その他のトラブルに係る情報

関係法令違反

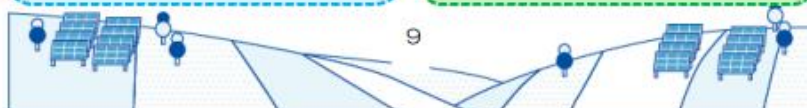
- 当該法令違反と見られる状態の詳細

条例・自治体独自ガイドライン等違反

- 当該条例等違反と見られる状態の詳細

電気事業法違反

- 電気事業法違反と見られる状態の詳細
⇒17 頁参照





解説 再エネ特措法への違反とは

再エネ特措法等において、「認定基準」、「遵守事項」、「推奨事項（努力義務）」が定められており、FIT・FIP 制度を利用している事業の場合はこれらの事項を守る必要があります。

これらに違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、指導・助言、改善命令、積立命令（FIT・FIP 交付金の一時停止）、認定取消し等の措置が講じられる可能性があります。推奨事項についても、それを怠っていると認められる場合には、指導・助言等の対象となる可能性があります。

FIT・FIP 制度の主な認定基準

関係許認可の取得	災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる ①森林法の林地開発許可、②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、③砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可を認定申請までに取得したこと。
土地の確保	再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること
分割禁止	特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
保守点検及び維持管理	再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
設備の廃棄	再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
関係法令の遵守	関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること

出典：再生可能エネルギーFIT・FIP 制度ガイドブック 2024（経済産業省資源エネルギー庁）より抜粋

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/data_kaitori.html





**FIT・FIP 制度を利用した太陽光発電事業の実施における
遵守事項(10kW 以上の設備の場合)**

法令・ガイドラインの遵守	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
事業開始に係る手続きの適切な実施	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。 運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。
周辺への配慮及び保守点検、維持管理	発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】 ⇒12 頁「標識の要件」参照 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。 ⇒13 頁「柵等設置に係る要件」参照 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
出力制御への協力	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
廃棄への対応	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。
地域活用要件	【10kW 以上 50kW 未満の設備のみ】 当該太陽光発電設備（10kW 以上 20kW 未満の屋根設置且つ建物の種類が共同住宅の設備を除く。）において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
屋根設置要件	【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】 申請時又は運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書、使用前自己確認結果届出書の写し及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。

出典：太陽光発電事業計画認定申請書（様式第1、様式第1-2）より抜粋、一部編集





○出力 20kW 以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外部から見やすい場所に、事業計画における以下の項目について記載した標識を掲示すること。いずれの項目についても必ず記載し、事業計画の記載内容と一致するように記載すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 5 号〕

標識は、土地の開発・造成の工事開始後（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始後）速やかに提示すること。風雨により劣化・風化し文字が消えることがないように適切な材料を使用することとし、発電設備の外部から見えやすい位置に取り付けること。また、強風等で標識が外れることがないように設置すること。標識の大きさは縦 25cm 以上×横 35cm 以上とする。

標識の掲示は、再エネ特措法に基づいて売電を行っている期間が終了するまで行うこと。また、掲示内容に変更があった場合（事業者変更があった場合や連絡先（電話番号）に変更があった場合を含む。）は速やかに標識の掲示を付け替えること。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	設備ID	D×××××××15
	設置場所	東京都千代田区〇〇〇〇番地
	出力	150.0 kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区〇〇〇〇番地
	連絡先	××-××××-××××
保守点検責任者	氏名	〇〇〇〇メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年×月〇日

35cm以上

必要に応じて修正すること

少なくともどちらかを記載すること

出典：事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）2024 年 4 月改定（経済産業省資源エネルギー庁）「第 2 節 設計・施工 4. 周辺環境への配慮」より抜粋
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiken/kaitori/fit_legal.html
 （上記サイト内の「ガイドライン等」を参照）



柵等設置に係る要件

- ①設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵等を設置すること。柵等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕
- ②①に加えて、利用する直流電圧又は交流電圧が電気事業法における高圧以上となる太陽光発電設備を設置する場合、電技省令に基づき、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、容易に構内に立ち入るおそれがないよう、適切な措置を講ずること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第2項第1号〕

【解説】

具体的には、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵等を設置することが求められる。柵等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。



▲柵等の途切れている設備

なお、柵等の設置の形式については、電技省令及び電技解釈を参考にすることが望ましい。また、柵等の設置が困難な場合（屋根置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵等の設置を省略することができることとする。さらには、出力10kW以上50kW未満の営農型太陽光発電等を実施し、柵等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵等の設置を省略することができることとする。ただし、この場合において、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を掲示すること。

出典：事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）2024年4月改定（経済産業省資源エネルギー庁）「第2節 設計・施工 4. 周辺環境への配慮」より抜粋
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saie/kaitori/fit_legal.html
 （上記サイト内の「ガイドライン等」を参照）





**FIT・FIP 制度を利用した太陽光発電事業の実施における
推奨事項(努力義務)(一部)**

発電事業の 主な実施段階等		主な推奨事項 (不適切案件に関わることの多いものを抽出)
計画	土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続	土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めること。 自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること。 土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行うように努めること。
	地域との関係構築	事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。
設計・施工	土地開発の設計	(関係法令及び条例の規定に従い、土地開発の設計を行うこと、当該設計に必要な許可を取得していることに加えて) 土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うように努めること。
	発電設備の設計	防災、環境保全、景観保全を考慮し発電設備の設計を行うように努めること。 保守点検及び維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うように努めること。 消防活動に配慮した設計を行うように努めること。
	施行	防災、環境保全、景観保全を考慮し土地開発の施工を行うように努めること。また、施工の際は、周辺地域の安全を損なわないように努めること。 設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないように、関係法令や条例、自治体の指導等に従い、適切に処理するように努めること。施工を委託する場合、施工委託先に対して、適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う資材や廃棄物等が適切に処理されていることを確認するように努めること。廃棄物が残置されている場合、施工委託先に対して、適切に処理が行われるよう指導するように努めること。





発電事業の 主な実施段階等		主な推奨事項 (不適切案件に関わることの多いものを抽出)
設計・ 施工	周辺環境への配慮	設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるよう努めること。また、発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるよう努めること。また、太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるよう努めること。
運用・ 管理	保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築	保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等を参考にし、当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体制を構築するよう努めること。
	通常運転時に求められる取組	民間団体が作成したガイドラインを参考にし、これらと同等又はこれら以上の内容により、蓄実に保守点検及び維持管理を実施するよう努めること。 発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施するに当たり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めること。
	非常時に求められる対処	落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するよう努めること。 発電設備に異常が生じた場合、速やかに現場の状況を確認するとともに、電気事業法等の規定に則った適切な措置を講ずること。また、施設外への影響が及ばないよう適切に対応するよう努めること。さらに、電気主任技術者、保守点検及び維持管理を行う事業者、施工事業者等の太陽光発電設備及び周辺電気設備に十分な知見がある者が点検を行うこと。特に水害や震災によって被害を受けた設備の点検・撤去を行う場合、既に定められている民間団体が作成したガイドライン等を参照するよう努めること。





発電事業の 主な実施段階等		主な推奨事項 (不適切案件に関わることの多いものを抽出)
運用・ 管理	非常時に求 められる対 処	発電設備に異常をきたすような落雷・洪水・暴風・豪雪等の発生が予想される場合、事前の点検等を行うように努めること。 発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、自治体及び地域住民へ速やかにその旨を連絡するように努めること。また、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めること。被害が発生し損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うように努めること。 発電設備の破損、事故等が発生した場合、原因究明と再発防止に努めること。
	周辺環境へ の配慮	発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。 第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講ずるように努めること。 防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めること。
	設備の更新	再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。

出典：事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）2024年4月改定（経済産業省資源エネルギー庁）より抽出
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saie/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf





解説 再エネ特措法の適用対象外(FIT・FIP 制度を利用していない)設備における法令違反(電気事業法違反)

FIT・FIP 制度を利用しない再エネ発電事業には、自家消費を行うものや、需要家との直接契約を行うもの(PPA)、電力卸市場へ売却するもの等があります。

これらの事業においても、電気事業法に基づく保安義務により、設備の設置者は基礎情報(設置者の住所、氏名、連絡先や発電設備の設置場所等)や、年毎の供給計画の届出を行う必要があります。また、同法に基づく電技省令第19条(公害防止)や、太技省令第5条(土砂の流出及び崩壊の防止)、第6条(公害等の防止)に基づき、所管官庁に情報提供することができます。

これらの事業には、当初 FIT・FIP 制度の利用を計画していたが、様々な理由により利用を取り止めたものが含まれる場合があります。

【実際に起こった事例】

- ・認定以前に事業が頓挫し、施工途中の危険な状態で土地が放棄されている
- ・近隣住民とのトラブルにより、標識の掲示を避けるため、あえて認定を取らずに運営している設備において、雑草繁茂や土砂流出が起きている

電気事業法における設備設置の許認可手続き (※赤枠は低圧設備にも適用される義務)

許認可手続の種類	頁	事業化のフロー							電源別分類			
		計画～設計	設計～施工～完成～運転	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	その他			
技術基準の適合性確認(電気事業法)	15	●										
工事計画の届出手続(電気事業法)	16		●									
使用前自己確認の届出手続(電気事業法)	17		●									
基礎情報の届出手続(電気事業法)	18		●									
主任技術者の選任及び届出手続(電気事業法)	19		●									
保安規程の届出手続(電気事業法)	20		●									
溶接自主検査手続(電気事業法)	21		●									
定期安全管理検査手続(電気事業法)	22		●									
使用前安全管理検査手続(電気事業法)	23		●									
供給計画の届出(電気事業法)	24		●									

出典：再生可能エネルギー事業支援ガイドブック(令和6年度版)(経済産業省資源エネルギー庁)より抜粋

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saie/eng/guide/





3. 太陽光発電設備に関する 地域のトラブルは解決できる？





事例編

▶ A. 再エネ特措法における遵守事項違反、及び推奨事項へ抵触する不適切案件を解決できます。

事例1 遵守事項違反(柵・標識の未設置)の改善

地域住民から「柵が設置されていない太陽光発電設備があって危険だ。」と自治体担当者へ相談があった。現地調査により相談内容が事実であることを確認したが、標識の設置が無く発電事業者が特定出来なかった。そのことから、相談内容をもとに地方自治体向け情報閲覧ページにより発電事業者の特定を行った。特定した発電事業者に対して、柵と標識の設置義務を説明することと、改善が図られた。

■関与する法令等：再エネ特措法

■発電事業者への対応要請事項：再エネ特措法の遵守事項（標識、柵の要件）に基づき設置を要請

■情報提供から改善に係った期間：約3カ月



▲柵・標識の無い状態



▲柵・標識の設置



法令違反としては一番多いケースです。短期間で解決する場合があります。

事例2 推奨事項抵触(施設の維持管理の不備)の改善

地域住民から「隣の太陽光発電設備から自宅の敷地まで雑草が繁茂している。」と自治体担当者へ相談があった。自治体担当者から発電事業者へ雑草処理を依頼したが、必要な雑草処理は行っていないと聞き入れて貰えなかった。現地調査を行ったところ、発電事業者は柵の内側の雑草処理は行っていたものの、柵の外側の雑草処理は行っていないことが判明した。ガイドラインのとおりに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要である旨を発電事業者へ説明したところ、改善が図られた。

■関与する法令等：再エネ特措法

■発電事業者への対応要請事項：再エネ特措法の推奨事項（周辺環境への配慮）に基づき、隣家とのコミュニケーションを実施の上で、適切な雑草処理等の対応及び今後のメンテナンスを要請

■情報提供から改善に係った期間：約4カ月



▲隣の敷地まで繁茂する雑草



▲雑草の処理の進んだ様子

除草の適切なタイミングは地域や土地により異なります。事業者と地域住民のコミュニケーションが解決に向けて重要です。





▶ A. 自治体のみで対応が困難な不適切案件を解決できることがあります。

事例3 条例・関係法令違反状態の改善

自治体と発電事業者の間で条例に基づく事前協議を実施したが、合意した内容とは異なる工事が行われ、許可のない山林伐採や産業廃棄物の埋め立て等、複数の関係法令に違反する事態が発生した。

自治体は地元の工事業者に対して改善を求め、勧告などを発したが、工事業者が聞き入れない状況が続いていたため、情報相談窓口に相談した。

情報提供窓口は、自治体からのこれまでの経緯や設備情報の提供を受けて状況を整理し、地元の工事業者ではなく、遠方に所在する発電事業者に対応要請を行った。その結果、発電事業者が直接対応に乗り出し、事態が改善した。

■関与する法令等：森林法、都市計画法、廃棄物処理法、条例（環境保全関連）等

■発電事業者への対応要請事項：①自治体や関係諸官庁との対話（協議）や手続きへの対応、②地元施工業者の施工状況の確認・監督を要請

■情報提供から改善に係った期間：約3カ月（対応要請後、約1年で完工）



▲資材の放置等、ずさんな施工状態の様子



▲改善した事業計画による再施工中の様子

事業者が自治体からの要請に応じない場合でも、国（情報提供窓口）からの要請により解決に向かう場合があります。

事例4 土砂流出などの放置された危険状態の改善

豪雨により土砂の流出等が生じ、発電設備の構造物が倒壊していたため、自治体から発電事業者へ対応を要請したが、要請が聞き入れられず危険な状態のまま放置されていた。

情報提供窓口が、自治体からの情報提供を受け、発電事業者に対し、再エネ特措法の遵守事項への対応の改善を求めたところ、発電事業者と自治体との対話が再開し、改善に向けて事態が動き出した。

■関与する法令等：再エネ特措法

■発電事業者への対応要請事項：①再エネ特措法の遵守事項（保守点検・維持管理）への対応、②自治体との対話再開を要請

■情報提供から改善に係った期間：約2カ月（対応要請後、1年以上に渡り改善に向け対応中）



▲土砂流出等の様子



2025年3月時点において設備改修の工事中





$+α$

《 付録 》





付録◆地方自治体向け情報閲覧ページ

自治体の皆様との情報連携の強化に向けて、資源エネルギー庁の保有するFIT等の認定情報や、各自治体で制定している再エネ関係の条例について、情報提供を行っています。
また、本ページから、不適切案件の通報を行い、県や市町村、国の担当者との情報共有を行うこともできます。

【アドレス】<https://www.fit-portal.go.jp/local>

■FIT等の認定設備情報の検索が可能です

The screenshot shows a search form with the following fields:

- 設備ID (Equipment ID)
- 事業者の法人名 (Company Name) with a dropdown for prefecture
- 事業者の法人名または施設番号 (Company Name or Facility Number)
- 事業者の法人の代表者氏名 (Representative Name)
- 発電設備の設置場所 (設置県) (Installation Location (Prefecture)) with a dropdown
- 発電設備の出力 (kW) (Output (kW)) with a range selector
- 出力区分 (Output Category) with a dropdown
- 運転開始日 (又は予定日) (Start Date (or Planned Date)) with a date range
- 認定年度 (Certification Year) with a date range
- 変更認定日 (Change Certification Date) with a date range
- 廃止日 (Termination Date) with a date range

Buttons at the bottom include: 検索 (Search), CSV出力 (選択データ) (CSV Output (Selected Data)), and CSV出力 (結果全件) (CSV Output (All Results)).

■認定情報を地図上で検索することも可能です



マーカーを押下すると吹き出しが表示され、対象設備の設備IDが表示されます。
設備IDを押下すると各認定情報の詳細画面を別タブで表示します。

※同一の緯度経度に複数の認定情報が存在する場合は設備IDが複数表示されます。





■全国の自治体の再エネに関わる条例を検索できます

再エネ条例検索で閲覧できる項目は以下の通りです。

条例等の種別	1. 再エネ条例 2. 再エネ関連条例 3. 規則 4. 要綱（ガイドライン） 5. その他（要項、指針、マニュアル、規則、配座など）	合意形成に関する規定の有無	1. 自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務 2. 首長との協議 3. 首長が審議会等に諮問して審議 4. 行政機関との事前協議 5. その他 6. 規定はない
再エネの種別	1. 太陽光 2. 風力 3. 中小水力 4. 地熱 5. バイオマス 6. その他 その他	地域関係者の同意に関する規定の有無	1. 住民や地域関係者の同意（協定）が必要 2. 住民や地域関係者の同意は不要 3. 首長の同意が必要 4. 首長の同意は不要 5. 規定はない
届出	1. 届出が必要 2. 届出は不要	指導や助成・補助等の規定の有無	1. 規定がある 2. 規定はない
種別 届出 届出への見分の その他	1. 届出 2. 許可 3. 認定 4. 同意 5. その他 その他	報告徴収に関する規定の有無	1. 規定がある 2. 規定はない
対象 条例等の 対象	1. 全域が対象 2. 対象エリアの設定はない 3. 排他地域や禁止区域を設定	立入調査に関する規定	1. 規定がある 2. 規定はない
		指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無	1. 規定がある 2. 規定はない
		罰則に関する規定の有無と内容	1. 規定がある 2. 規定はない 罰金等の罰則 その他の罰則

■関係法令違反通報を登録し、県や市町村、国の担当者と情報共有できます

関係法令違反通報を登録する場合

- ※通報の登録は自組織が管轄する地域の隣接地までとしてください。
（東京都港区のユーザーが登録する場合は、千代田区・中央区・新宿区・江東区・品川区・渋谷区まで等）
- ※登録した通報内容は通知先設定で指定した他ユーザーへ共有がなされます。
- ※資源エネルギー庁と当該通報の設置場所を管轄する経済産業局には自動で共有がなされます。
- ※違反法令等で選択した法律を所管する省庁・部局の登録があった場合には自動で共有がなされます。

通報内容登録

登録日

2022/10/12

登録ID

設置場所（郵便番号）

〒 123 - 4567 使用登録

設置場所

郵便番号

市町村

町区・番地

※通報の登録は自組織が管轄する地域の隣接地までとしてください。
（東京都港区のユーザーが登録する場合、千代田区・中央区・新宿区・江東区・品川区・渋谷区まで等）

①関係法令違反通報の登録項目が表示されます。

★ご利用には利用者登録が必要です。
1 自治体当たり、15 ユーザーまで登録可能です。





付録◆情報提供窓口への情報提供に係るフォーマット

情報提供窓口へ情報提供いただく際にご活用ください。

★情報提供窓口の最新の状況は下記 HP をご参照ください。

九州経済産業局 ▶ 政策一覧 ▶ エネルギー

<https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/index.html>

■発電設備の情報

設備の位置を特定できる資料	地図サービスのアドレス、経度・緯度 等
設備所在地	
設備 ID	
発電出力 (kW)	
発電事業者情報	(事業者名) (所在地) (電話番号)
保守点検責任者	(事業者名) (所在地) (電話番号)
その他設備情報	

■不適切案件の内容

「遵守事項」への違反	(種別) ☐ 標識 ☐ 柵欄 ☐ メンテナンス ☐ その他 (詳細)
「推奨事項」への違反	(種別) ☐ 地域との関係構築 ☐ 周辺環境への配慮 ☐ その他 (詳細)
その他	

■情報提供者の情報

氏名	
所属・部署	
役職	
電話番号	
メールアドレス	
その他	通報者や関係者の氏名、連絡先（対応機関が直接お話を伺う必要がある場合）等 ※個人情報のお取扱いにご注意ください。





付録◆参考リンク

不適切案件の対応に係る参考リンクです。

■不適切案件の情報提供先

○九州経済産業局 情報提供窓口ページ

<https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/index.html>

○再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム（資源エネルギー庁）

<https://saiee.go.jp/register/>

○地方自治体向け情報閲覧ページ（ご利用には利用者登録が必要です。）

<https://www.fit-portal.go.jp/local>

■FIT・FIP 制度の最新情報

○FIT・FIP 制度情報公開ページ

（「なっとく！再生可能エネルギー」▶ FIT・FIP 制度）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiee/kaitori/

○認定設備情報、説明会開催情報等の公表

<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoTop>

○最新のガイドライン（事業計画認定、説明会及び事前周知措置 等）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiee/kaitori/fit le gal.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiee/kaitori/fit_le gal.html)

ー 上記サイト内の「ガイドライン等」を参照

○FIT・FIP 制度ガイドブック

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiee/data_kaitori.html

■再エネ発電事業に関する法令、許認可等のまとめ

○再エネガイドブック web 版

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiee/guide/



〔発行〕

2025年3月

九州経済産業局

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1

福岡合同庁舎本館 7 階

TEL：092-482-5475 FAX：092-482-5962

e-mail：bzl-qmeti-fit@meti.go.jp

本ガイドブックは、「令和6年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な適用のための業務
(九州経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施等の適正化事業)」の一環として、
受託事業者である株式会社地域計画建築研究所が原案を作成いたしました。

以上

二次利用未承諾リスト

委託事業名 令和6年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（九州経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施等の適正化事業）

受注事業者名 株式会社地域計画建築
研究所

[illegible]